

【大阪府授与の教員免許状を再申請する場合】

- 申請方法 教育職員免許法 第6条 **別表第7**
- 取得内容 実務経験を活かして特別支援学校教諭免許状を取得する場合
- 主な取得要件 基礎免許状を取得した後の、教員としての実務経験と修得した単位

	申請必要書類	備 考
1	教育職員検定申請書	・大阪府ホームページからダウンロードできます。
2	身体に関する証明書 【証明日から1年以内のもの】	・大阪府ホームページからダウンロードできます。 ・公共医療機関、一般開業医、学校医から証明を受けてください。
3	学力に関する証明書	・大阪府教育委員会等の免許法認定講習や免許法認定公開講座で単位を修得し、「単位修得証明書」を発行されている場合はその原本を提出してください。 ・大学の科目履修等で、本申請に必要な単位を修得した場合は、大学から「学力に関する証明書」を入手してください。「成績証明書」ではありませんのでご注意ください。 ・申請する特別支援学校教諭免許の取得に必要な単位のすべてが確認できる証明書が必要です。(例 複数大学で単位を修得した場合はそのすべての大学の証明書が必要)
4	宣誓書	・大阪府ホームページからダウンロードできます。
5	失効した全ての教員免許状の原本とコピー	・教育委員会へ返納済の場合や免許状原本を紛失している場合は、窓口で紛失・返納済届を記載いただきます。
6	戸籍抄本もしくは戸籍謄本 【発行日から6か月以内のもの】	・本籍地のある市区町村役所で入手してください。 戸籍抄本・謄本等は、2から5までの書類に記載されている氏名・都道府県本籍地の戸籍から、変更後（申請時点）の氏名・都道府県本籍地の戸籍までの経緯を確認できるものがが必要です。 ※従前戸籍が記載されているものがが必要です。戸籍の異動が2回以上ある場合は、除籍抄本等も必要です。(取得方法など詳細は役所に問い合わせてください。)
7	郵便切手 490円	・免許状を簡易書留でお送りするためのものです。
8	手数料 免許状1枚につき5,600円	・申請にかかる手数料です。書類審査の後、納付窓口にて現金またはキャッシュレス※（クレジットカード、電子マネー、スマートフォン決済）の支払方法により納付していただきます。 ※キャッシュレスの詳細については、大阪府/教員免許状HP 教員免許状関係手続内にある「参考リンク」の「(会計局HP)大阪府庁(本庁)の手数料納付窓口について」をご覧ください。

※申請の状況によっては、上記書類以外に、追加で書類の提出を求められることがありますので、ご了承ください。